

商品概要説明書

財形住宅貯金

(平成23年4月1日現在適用中)

1. 商品名	・ 財産住宅貯金
2. 販売対象	・ 満 55 歳未満の勤労者
3. 期 間 (預入期間)	・ 5 年以上
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	・ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きによる預入 ①月例給与および賞与 ②月例給与 ③賞与 ・ 1 回当たり 1,000 円以上 ・ 1,000 円単位 ・ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする 1 口の「期日指定定期貯金」とします。
5. 払戻方法 (1) 払出目的 (2) 全額払出 (3) 2段階払出	・ 持ち家としての住宅取得又は増改築（以下「住宅取得等」という）の費用の充当に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・ 住宅の取得等の日から 1 年以内に、取得費用を限度に 1 回に限り払い出します。 ・ 住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の 90%または取得費用のいずれか低い額を限度とし、1 回に限り払い出します。 また、1 回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に 1 回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・ 満期日に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算。 ・ 財形年金貯金と合わせ、元本（元加する利息含む）550 万円の範囲内で非課税の適用が受けられます。なお、550 万円の範囲内で申告された最高限度額を超過した場合は、超過した日以後に支払う利息は 20%（国税 15%、地方税 5%）の分離課税となります。 ・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—

8. 付加できる 特約事項	—												
9. 中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記5. の「払出目的」以外で払い戻した場合は、5年間遡って、利息に対し、20%課税されます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">①預入期間が6か月未満の場合</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>②預入期間が6か月以上1年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤預入期間が2年以上2年6か月未満の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥預入期間が2年6か月以上の場合</td> <td>預入時の2年以上の利率×90%</td> </tr> </table>	①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率	②預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%	③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%	④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%	⑤預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%	⑥預入期間が2年6か月以上の場合	預入時の2年以上の利率×90%
①預入期間が6か月未満の場合	解約日における普通貯金利率												
②預入期間が6か月以上1年未満の場合	預入時の2年以上の利率×40%												
③預入期間が1年以上1年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×50%												
④預入期間が1年6か月以上2年未満の場合	預入時の2年以上の利率×60%												
⑤預入期間が2年以上2年6か月未満の場合	預入時の2年以上の利率×70%												
⑥預入期間が2年6か月以上の場合	預入時の2年以上の利率×90%												
10. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 												
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または管理部（電話：042-755-8723）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p style="text-align: center;">横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>												
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様一契約となっております。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 												